

社労業務
係より

誤って包丁で示指を切り落とした。すぐ病院で手術して接合には成功したが、少し短くなるかも…と言われた。病院は労災だと言うが、事業主は労災保険に入っていないのか健康保険を…と言う。どうすれば…?との相談をTさんから受けました。20才代の女性の事ですから指の機能傷害等の後遺症も心配です。仕事中(通勤

「調理の仕事をしている身内が勤務中に

途中・単身赴任途中も含む)の労や病気は、労災保険の扱いです。本人に過失があっても労災にすべきで、健康保険は使えない事になっています。労災は①治療代の全額が無料で②給与の約80%が

労災なのに何が後で問題に? 健保で治療

休業補償され③機能傷害や神経症状には一時金

を支給。ところが健保では①は3割が自己負担②は約60%で③軽い後遺症への補償は0。労災に未加入の事業主へは、遡っての保険料だけでなく、給付額の40%or100%がとられます。



「5月に施行された会社法で株式会社の取締役会や監査役などの機関設計が柔軟に選択できるようになったので、名目だけの監査役をなくす事にしたが、こんなに手続きが煩雑で印紙代が掛かるとは…!」とS社長が驚かれ

決定機関としての株主総会②経営を委任された取締役会③取締役の職務を見る監査役…で構成。会社法では取締役会を設置しなければ大企業でない限り監査役は置かなく

ました。確かに、S社のケースは今後、一般の中小企業で多く採用される機関設計になると思われますので、手続きと費用についてお知らせします。従来の商法による株式会社の機関は①最高の意思

利用者の視点で 使い易くしたが 印紙は7倍に!

てもOKで、取締役も3名以上いなくてもOK、となりました。しかし、株式の譲渡制限について取締役会ではなく株主総会の承認に変更する等、別の手続きも必要で印紙が7万円もかかります。

会社法
係より